

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

花巻市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

花巻市長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	○地方税法に基づき、その年の1月1日に居住する市町村において、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税（本評価書では、以下、「個人住民税」という。）であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料をもとに、賦課決定している。 ○個人住民税には、所得額に応じて課税される所得割と原則全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税（以下、個人市町村民税という。）と、道府県が課すことのできる道府県民税（以下、個人道府県民税という。）がある。 なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施する。 ○本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①課税資料の収集（給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等の収集） ②賦課決定事務（課税資料から賦課内容を決定、本人、給与支払者、年金保険者に税額決定通知） ③扶養調査（他市区町村内に住所を有する被扶養者の所得照会、扶養要件の確認） ④賦課更正事務（賦課内容に変更があった場合は、賦課内容を変更、税額の変更決定通知） ⑤減免（減免事由に該当する場合は申請に基づき減免） ⑥給与特別徴収に関する事務（特別徴収義務者から提出される異動届出書等により特別徴収税額を変更し特別徴収義務者に通知、普通徴収分の税額が発生する場合は、納税義務者に納税通知書を送付） ⑦年金特別徴収に関する事務（公的年金からの特別徴収が停止された場合、普通徴収に変更、納税義務者に納税通知書を送付） ⑧証明事務（申請に基づき、課税内容に係る証明書を交付）
③システムの名称	①個人住民税システム ②申告支援システム ③国税連携システム ④退職分離課税システム ⑤eLTAX地方税ポータルシステム ⑥宛名管理サーバー ⑦中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税課税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表24の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部市民税課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総務課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	財務部市民税課 住所:岩手県花巻市花城町9番30号 電話番号:0198-24-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

9. 監査	
-------	--

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において、十分な安全管理措置を講じることが出来ると判断した。また、契約書において、情報資産等及び個人情報保護に関する特記事項の遵守を義務付けている。 以上の対策を講じていることから、委託先における不正な使用等へのリスク対策は「十分である」と考えられる。
-------	---

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 伊藤 榮一	課長 平野 克則	事後	
平成30年4月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 平野 克則	課長 佐藤 多恵子	事後	
令和1年5月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 佐藤 多恵子	課長	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年1月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年5月24日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	
令和2年3月29日	評価の再実施				5年経過前の評価の再実施
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年11月1日	事後	評価の再実施による修正
令和2年3月29日	IV リスク対策 8 監査	[○]外部監査	[]外部監査	事後	評価の再実施による修正
令和5年6月29日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項	事後	根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和5年6月29日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第二 ・情報提供にかかる項 【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項】 ・情報照会にかかる項 【27の項】 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・情報提供にかかる条 【1、2、3、4、6、7、10、12、13、19、20、21、22、23、25、28、31、34、35、36、37、38、40、43、44、47、49、50、51、54、55、58、59条】 ・情報照会にかかる条 【20条】	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項 【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、96、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項】 ・情報照会にかかる項 【27の項】	事後	番号法改正に伴う号ずれの修正、情報提供にかかる項の修正及び根拠法令の記述の整理(主務省令に係る記述の削除)
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	4) 10万人以上30万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月29日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和5年6月29日	IV リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	
令和7年3月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項	番号利用法第9条第1項 別表24の項	事後	評価の再実施(番号利用法の改正に伴う修正等)
令和7年3月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8号 別表第二 ・情報提供にかかる項 【1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、96、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項】 ・情報照会にかかる項 【27の項】	【情報提供】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 【情報照会】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	評価の再実施(番号利用法の改正に伴う修正等)
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年3月24日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業	新設	十分である 【判断の根拠】 ・システムへのアクセス権限はICカードとパスワードによって限定している。 ・賦課業務では人手によるマイナンバーとの紐づけ作業が発生しない。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書庫等に保管することを徹底している。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行に係る項目追加
令和7年3月24日	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	新設	4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 【判断の根拠】 委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業員に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において、十分な安全管理措置を講じることが出来ると判断した。また、契約書において、情報資産等及び個人情報保護に関する特記事項の遵守を義務付けている。 以上の対策を講じていることから、委託先における不正な使用等へのリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式への移行に係る項目追加